

西尾市広報サポーター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民参加と協働によるまちづくりの一環として、魅力ある広報紙、市民に親しまれる広報紙づくりを推進するため、西尾市広報サポーター（以下「サポーター」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(活動)

第2条 サポーターは、市が実施する広報紙づくりに協力し、次の活動を行う。

- (1) 広報紙の紙面構成や掲載記事の内容等についてのアンケートへの回答
- (2) 地域におけるイベント等の取材及び記事作成等
- (3) 身近な話題、ニュース等の情報提供

(登録)

第3条 サポーターは、市内在住の18歳以上の者から公募し、第5条に規定する選考によりサポーターに登録する。ただし、本市の常勤又は非常勤の一般職又は特別職にある者は除く。

(定数及び登録期間)

第4条 サポーターの定数は30人以内とする。

- 2 サポーターは、第2条第1号に規定するアンケートへの回答を主に行う者と、同条第2号に規定する取材及び記事作成等を主に行う者をそれぞれ別に登録する。
- 3 サポーターの登録期間は、サポーターとして登録された日を含む年度末までとする。ただし、最大で3年間再登録することができるものとする。

(募集及び選考)

第5条 サポーターの募集は、別に定める募集要領に基づき実施する。

- 2 サポーターの選考は、応募者多数の場合、意欲、居住地域、年齢、職業を考慮して行うものとする。

(登録の抹消)

第6条 市は、サポーターが次の各号に該当したときは、登録を抹消することができるものとする。

- (1) 公序良俗に反する行為があったとき。
- (2) 法令等に反する行為があったとき。
- (3) 他のサポーター又は第三者を中傷し、又はひぼうする行為があったとき。
- (4) 市外に転出したとき。
- (5) 何らかの事情で活動を遂行できなくなったとき。
- (6) 市の広報広聴業務に協力する上でふさわしくない行為があったとき。
- (7) その他市長が認めたとき。

(変更、停止及び中止等)

第7条 市は、本制度の内容の変更並びに本制度の一時中断、停止及び中止について、事前に告知を行った上で、サポーターの承諾を要することなくこれを行うことができるものとする。

(個人情報の保護等)

第8条 市は、サポーターから収集した個人情報を、西尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月26日条例第33号）に基づき適切に取り扱い、保護するものとし、市の行政運営

の施策等の目的以外でこれを利用しないものとする。

(謝礼)

第9条 サポーターに対する謝礼は、予算の範囲内で別に定める。

(庶務)

第10条 サポーターの庶務は、広報担当課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年2月1日から施行する。